

## 『建武年中行事』雑考(七)

佐藤厚子

### ○属星拝をめぐって

#### 四方拝

四方拝は、元日の早朝、天皇が、清涼殿の東庭に設けられた座にて属星・天地四方・山陵を拝する儀式。道教系の星辰信仰、為政者の礼としての天地拝、先祖崇拜は、それぞれ、かなり古くから行われていたが、それらの要素を統合した元旦四方拝が国家の公式行事として整備されたのは、一般に九世紀前半のことと考えられている。

現存の儀式書のうち、最も早く四方拝の次第を載せるのは『内裏儀式』とされる。当書は、記述内容の一部に、弘仁十二年(八二二)に成った最初の勅撰儀式書『内裏式』よりも古い事柄を含み、「一説に『内裏式』撰述のための原資料を集めたものかとも言われている。」この『内裏儀式』の記事を四方拝の儀式次第の初見として重視するならば、必然的に、儀式次第の成立年代も九世紀前半と目されることになるのである。

但し、これとは別に、四方拝の成立を、やや遅らせて九世紀末の頃とする見方もある。

四方拝の次第は、前述のように『内裏儀式』に初めて見えるが、『内裏式』や後続の『貞観儀式』等の勅撰儀式書には、少なくとも現存本に拠る限り全く記載がない。一方、『年中行事秘抄』は、宇多天皇記にありとして寛平二年(八九〇)正月朔の四方拝を濫觴とする。また、延喜年間(九〇一〜九二三)まで降れば、『日本紀略』に元旦四方拝の記録があり、『延喜掃部式』に儀式装束に関する記事が載る。これらのことから、四方拝が行われるようになったのは九世紀末以降のことであり、恒例の行事として定着したのは十世紀前半とするのである。

四方拝の成り立ちや内容に関しては、既存の研究に拠っても、容易には解決し難い問題が、未だ多く残されている。それらの問題を解く重要な手掛かりの一つが、四方拝の儀式次第の初見とされる『内裏儀式』の記事であることは言うまでもない。だが実際には、この記事そのものが難解な部分を含み、その内容を十分に理解することさえ難しい状況にある。

まずは、『内裏儀式』「正朔拜天地四方属星及二陵式」の全文を以下に掲げる。併せて、四方拝の儀式次第の全体像を概観すべく、そのあらましを簡単に説明しておくことにする。

鶏鳴掃司設御座三所。

一所此拜屬星之座、座前焼香置華燃燈。一所此拜天地之座、座前置華焼香（以上二座、鋪短畳、拜天地座、別鋪褥）。一所此拜陵之座〔鋪畳〕。

天皇端笏、北向称所属之星名字〔当年属星名祿存字祿会、此北斗第三之星也〕、再拜。呪曰、

賊寇之中過度我身、 毒魔之中過度我身、

危厄之中過度我身、 毒氣之中過度我身、

五兵口舌之中過度我身、 五危六害之中過度我身、

百病除愈、所欲従心、急々如律令。

次北向再拜天、西北向再拜地、以次拜四方。

次端笏遙向二陵兩段再拜。

訖掃司徹（筆者注、撤力）御座、書司却香華。

早朝、掃部司の役人によって、三座の設営がなされる。属星を拜する座は、短畳を敷く。座の前には、書司により、香・華・燈が供される。天地四方を拜する座は、短畳の上に、さらに褥を敷き、その前に香華を供する。山陵を拜する座は、畳を敷く。

刻限、天皇は北向きに着座して笏を正しくし、属星の名字を称える。北斗七星のうち「当年属星」とされる星の名と字とを称えるのである。その後には再拜し、我が身が様々の災厄を免れるようにという趣旨の呪文を唱える。末尾の「急々如律令」は、道教系の呪句。元来は、速やかに律令の如くせよとの意で、漢代公文書の常套句であったという。

次に、天皇は座を改めて、北向きにて天を再拜し、西北向きにて地を再拜し、四方を順に拜する。次に、座を改めて笏を正しくし、父母の陵を遙拜する。これは四度拜である。

儀式が終われば、掃部司と書司とによって座のしつらいは撤去される。

『内裏儀式』に記された四方拜の次第は、十世紀から十二世紀にかけて編まれた『西宮記』『北山抄』『江家次第』等の私撰儀式書にも、ほぼ同様の形で載る。例えば、『江家次第』『四方拜事』の記事について見ても、一々の次第の記述は格段に詳細になっているものの、大筋に於いて殆ど異同はない。なお、『江家次第』の記事に関して、後にその一端を紹介する。

また四方拜は、天皇の公的な儀式としてだけでなく、院宮・摂関家以下の私的な年中行事としても実施された。『江家次第』によれば、「関白四方拜」は、属星・天地四方を拜した後に「氏神・龍神・先聖・先師」を拜する。また「庶人儀」は、その他に「大將軍・天・太白」といった陰陽道系の神と「墳墓」とを拜するとし、さらに、天皇・関白の儀式とは天地を拜する際の方角が異なるとしている。だが、それらの要素を除けば、関白・庶人のいづれも、天皇の四方拜と、ほぼ同様の形式のものであったらしい。こうした臣下の儀式次第についても、日記等の記録類を見る限り、後世に大きな改変が加えられた形跡は認められない。

このように、四方拜は、天皇の儀・臣下の儀ともに共通の形式を備え、また、それぞれの成立当初から後世に至るまで、ほぼ一貫した骨格を保ったものと思われる。しかし、その内容については、おしなべて同一のものと考えて良いのかどうか、変遷の有無さえも明確ではない。

そこで本項では、四方拜の儀式のうち、特に属星拜の次第を採り上げ、その内容に焦点を絞って考えてみることにしたい。主たるテーマは、四方拜に於いて拜礼の対象となった「属星」とは何か、とい

うことである。

最初に、『内裏儀式』の記事を見る。これは、先述の通り四方拝の次第に関する最も古い資料であり、同時に最も難解な資料でもある。当該部分を改めて掲げてみよう。

天皇端笏、北向称所属之星名字(当年属星名禄存字禄会、此北斗第三之星也)、再拜。呪曰、(後略)

天皇は北に向かい、「所属之星」即ち属星の名と字とを称え、呪文を称える。その属星とは「当年属星」であり、具体的には「北斗第三之星」で、名を「禄存」字を「禄会」という、とある。

四方拝一般の説明としてでなく特に『内裏儀式』の属星拜について解説したものは、決して多くはない。所功氏によれば、『内裏儀式』の言う「属星」とは、北斗七星のうち生年にあたる星を指す。

即ち、北斗七星の七つの星に十二支を配し、その人の生年の支に当たる星を属星として拝する、というのである。さらに、「当年属星」の「当年」は「当代天皇の生年を意味する」ので「おそらく延暦五年丙寅生まれの嵯峨天皇を指している」とする。<sup>5)</sup>

「北斗七星のうち生年にあたる星」というのは、『内裏儀式』の記事に限らず四方拝の「属星」について言う場合の、最も一般的な説明の仕方である。道教では、生年の支により北斗七星の一を「属星」或いは「本命星」とし、個人の一生の吉凶を支配するものとした。四方拝に組み込まれた属星拜は、こうした道教の星辰信仰に基づくものとされる。即ち、『内裏儀式』の記事についての所氏の解釈も、この道教系の北斗信仰、「本命星」に関する通説に基づくのである。

しかし、『内裏儀式』の記事に関する限り、属星を「北斗七星のうち生年にあたる星」とする解釈には、如何にも腑に落ちない部分が残る。天皇が拝するのは確かに北斗七星のうちの一とされてはいる

が、「当年属星」を字義通りに解すれば、どう考えても「その年の属星」となる。つまり、「当年属星(中略)、此北斗第三之星也」という分注の言うところは、「北斗七星のうち、その年の属星にあたる星」を指すとしか読めないのではないか。

『内裏儀式』の「当年属星」を字義通りに解することは、かつては極く普通に行われていたらしい。山根輝実の『内裏儀式疑義弁』は、『内裏儀式』に関する藤井貞幹の説の二々を再検討したものが、それによれば、藤井は、四方拝の「属星」の記事を論拠とする二人の「先輩ノ説」を引いて『内裏儀式』の成立年代を考証している。一つは「四方拝ノ注ニ、戊年ノ属星ヲ挙タル」ことを根拠に、これを寛平二年庚戌の元旦四方拝に基づく記事であるとした説であり、もう一つは、同じく四方拝の「戊年属星名」を根拠に、『内裏儀式』の成立を弘仁九年戊戌とする説である。これら「先輩ノ説」は、『内裏儀式』の「当年属星」を文字通り「その年の属星」と解したものであるが、藤井は、その解釈をそのまま受けた上で、『内裏儀式』寛平成立説を否定している。さらに、藤井の考証を補強し弘仁成立説を可とする山根も、件の属星に関する解釈には何ら異議を唱えていない。

また最近でも、『内裏儀式』の記事の解釈としてではなく四方拝一般の「属星」についての説明としてであれば、「北斗七星のうち、その年の属星にあたる星」という説を採る論者もある。速水侑氏は、『北斗七星の中の当年属星の名字、例えば子年ならその年の本命属星である貪狼星の字、司希神子を七遍称え』というように、北斗の一を「その年の属星」として拝するとしている。四方拝一般についての解説ではあるが、氏の注記にある通り、その説明の仕方は『内裏儀式』の記事を尊重するところから生まれたものである。<sup>7)</sup>

「当年属星」の具体的な内容については、後に改めて触れることに

なるが、少なくとも『内裏儀式』のそれを「生年」ではなく「その年」の属星と読むことについては、特に否定すべき理由は見あたらないのではないかと思う。

ただ、四方拝に於いて「北斗七星のうち、その年の属星にあたる星」を拝するというのは、実際には、『内裏儀式』の他に、それほど多くの例があるわけではなく、四方拝一般の説明として普遍化することは難しい。ならば、通説のように、「北斗七星のうち生年にあたる星」が属星拝の対象として普遍的であるかと言えは、実はこれも、そうとばかりは言えない。四方拝に於いて拝される星には、意外なほどに多くのヴァリエーションが見られるのである。以下しばらく、その具体相を見て行くことにしよう。

『内裏儀式』に続く儀式書の中でも、『江家次第』は北斗七星の名字を具体的に示しており、属星拝の内容を知るための資料として貴重である。『江家次第』「四方拝事」から、属星拝の次第を示す。

次皇上於<sub>レ</sub>拜<sub>二</sub>属星<sub>一</sub>座、端<sub>レ</sub>笏北向、称<sub>二</sub>御属星名字<sub>一</sub>（七遍、是北斗七星也）

子年貪狼星（字司希神子） 丑・亥巨門星（字貞文字）

寅・戌祿存星（字祿会子） 卯・酉文曲星（字微恵子）

辰・申廉貞星（字衛不隣子） 巳・未武曲星（字賓大恵子）

午年破軍星（字持大景子）

次再拝、呪曰（以下略）

呪文は省略したが、『内裏儀式』のそれに、ほぼ同じ。文句の順序や用語に若干の異同がある他、『内裏儀式』にない「厭魅呪咀之中過度我身」との一句が入る。

『江家次第』の次第は、大枠に於いて『内裏儀式』のそれを継承したものと見える。問題の「属星」については、北斗七星の一である

と言うのみで『内裏儀式』のように「当年属星」と限定しているわけではなく、「子年貪狼星（字司希神子）」以下の説明によっても、それが「生年」の支にあたる星を指すものか、或いは「当年」の支にあたる星を指すものかは、必ずしも明確でない。但し、同書「関白四方拝」の記事には、

端<sub>レ</sub>笏北向称<sub>二</sub>属星名字<sub>一</sub>七遍

寅年人（祿存星、字祿会子）

未年人（武曲星、字賓大東子等類也）

次再拝、呪曰（以下略）

とあり、ここでは、関白の属星が生年の支によって決定されることは明らかである。これから類推すれば、先の「四方拝事」も、「生年」により配属される北斗七星の名字を示したものと考えてよい。

このように、『江家次第』の記事は、四方拝の「属星」が「北斗七星のうち生年にあたる星」という通説を裏付ける根拠ともなっている。

そして勿論、こうした解釈による属星拝は、実際にも行われていた。例えば、円融天皇の四方拝を記録した平親信の『親信卿記』天禄四年（九七三）正月一日条には、

先御西御座（属星、有梅）、北向称曰、武曲星、字賓大東子、即再拝呪曰、呪如例

とある。円融の生年は天徳三年己未。おそらく、この日、天皇は、未年の生まれであることにより北斗第六の星を属星として拝したのであろう。

また、『江家次第』の編者である大江匡房の『江記』寛治五年（〇九一）正月一日条にも、「今朝有四方拝事」として堀河天皇の拝した属星の名が記録されている。

御属星(己辛)、武曲星、字資大東子也

注記には「己辛」とあるが、これは、『大日本史料』も指摘する通り、「己未」の誤りかと思われる。堀河は承暦元年己未の生まれであるから、『江家次第』の記事の如く、生年の支により未年の属星である北斗第六の星を拝したのである。

だが一方では、『江家次第』から、さほど隔たらぬ時代に、これとは別の解釈も行われていた。藤原忠通の『法性寺関白記』保安四年(一一三三)正月一日条には、属星拝の次第が次のように記されている。

先向<sub>レ</sub>北方<sub>ニ</sub>称<sub>レ</sub>属星名<sub>ニ</sub>七遍(本命星巨文星、藤原忠通生年丑、当年星貞文字、未<sub>レ</sub>入<sub>ニ</sub>春節<sub>ニ</sub>仍用<sub>ニ</sub>去年属星<sub>也</sub>)、再拜称<sub>レ</sub>呪如<sub>レ</sub>例(一遍)、畢又再拜

忠通は丑年の生まれであることから巨文星貞文字、即ち北斗第二の星を「本命星」として拝し、また、同じ星を「当年星」としても拝した。「当年星」については、未だ節分以前であるから「去年属星」を採用したという。

この例では、「本命星」と「当年星」とが、二つながら「属星」とされている。即ち、『内裏儀式』に載る「当年属星」(北斗七星のうち、その年の属星とされる星)と、『江家次第』の言うところの「属星」(北斗七星のうち生年にあたる星)とが、いずれも拝礼の対象となっているのである。

但し、ここで注意すべきことは、二種類の「属星」の決定の仕方、具体的には、北斗の一に各年を当てる、その配分の仕方である。

忠通の「本命星」は、彼が丑年の生まれであることにより北斗第二の星とされた。これは、『江家次第』に記された北斗七星と支との対応に合致する。だが、「当年星」を同じく北斗第二の星としたこと

については、その年の支によるものか否かも含めて、どのような方式に基づいて決定されたものかは不明である。『江家次第』は、あくまでも「本命星」の決定の仕方を記したのであり、「当年星」を拝する場合は、また別の方式が適用されたと考えられる。

先に、『内裏儀式』の「当年属星」の解釈に関して、藤原幹等近世の学者、及び速水氏の説を紹介したが、それらは、『江家次第』に載る「生年の支」と星との対応を、そのまま「その年の支」と星との対応と見なすものであった。しかし、忠通の記録にある「当年星」は、そうした方法で決定されたものではない。仮に、その方法を当てはめるとすると、保安四年の干支は癸卯、但し「去年属星」を用いたと言うのであるから、その前年、保安三年は壬寅で、北斗第三星の禄存禄会子が該当するはずであるが、実際には異なるからである。

藤原兼実の『玉葉』文治四年(一一八八)正月一日条の記録もまた、忠通の属星拝と同様の解釈に基づくものかと思われる。

先向<sub>レ</sub>北跪唱<sub>ニ</sub>属星名<sub>ニ</sub>七遍(本名星、当年星、資太童子)、次再拜、次呪<sub>レ</sub>星云々、次又再拜

兼実もやはり「本名星(本命星)」と「当年星」とを、ともに属星として拝している。「資太童子(資大恵子)」は北斗第六の武曲星で、この記録では本命・当年いずれかの星を指すとも読めるが、おそらくは、本命星・当年星ともに資大恵子との意であろう。兼実の生年は久安五年己巳であるから、本命星は武曲星資大恵子。先の忠通の記録と同様、たまたま当年星も同じ星であったのだろう。

忠通や兼実の記録に見られる「当年星」の内容に関しては、それが北斗七星の一であり、その年一年間の運命を支配する星であるという以外に、決定方式等の詳細は明らかでない。また、『内裏儀

式』の「当年属星」との関係、即ち、両者が同じものであるか否かについても、北斗の一で、その年により決定されるという共通項の外に手掛かりはなく、遺憾ながら確かなことは何も言えない。

さて、この後しばらく、十三世紀の間は、四方拝そのものは存続したものの、属星の名字までを書き留めた詳細な記録が見当たらない。

貞治五年（一二六六）に成った『年中行事歌合』一番左「四方拝」の判詞の中で、二条良基は、次のように述べている。

星を唱ると詠は。当年の星本命星を先七返つとなへ給事にやとぞおぼゆる。

これによれば、中世の四方拝では、「本命星」と「当年星」とを、ともに属星として拝するというのが一般的な形態であつたかと思われる。

ただ、この解説には分かり難いところがある。敬語を用いていることから分かる通り、良基は特に天皇の四方拝について「当年の星本命星」の名字を称えるとしているのであるが、同じ頃、院が四方拝に於いて「本命星」のみを拝した記録が存在するからである。

『花園天皇宸記』応長二年（一一三二）正月一日条、及び元応三年（一二三二）正月一日条によれば、花園院は四方拝に於いて「文曲星微恵子」を属星として拝した。院は永仁五年丁酉の年の生まれであり、『江家次第』に載るところの「北斗七星のうち生年にあたる星」を属星として用いたのである。

或いは、良基は、当時の撰関家に伝えられた属星解釈を以て天皇・院のそれをも類推したことなのであろうか。『江家次第』にも見えるように、天皇四方拝は、幼主の時は出御なしというのが習いであり、撰関の直接関与することは殆どないという事情が働いてい

るのかもしれない<sup>10)</sup>。

それはともかくとして、良基が『年中行事歌合』判詞に言うところの「当年の星本命星」の内容は、おそらく、前代の『法性寺関白記』や『玉葉』のそれとは全く別のものであつたと考えられる。この時期には既に、本命・当年の二種類の属星のうち「当年星」について、これまで見てきたところとは異なる解釈が、実際に行われていたと推測されるからである。

少し時代は降るが、四方拝に於いて前代とは内容の異なる「当年星」が用いられた実例を見ておこう。もともと日記の類では、四方拝の様子を具体的に記しているものは極めて少ないのであるが、その中であつて、藤原宣胤の『宣胤卿記』は毎年恒例の儀式について子細に記録し、時に属星名をも書き留めている。次に引くのは、文明十二年（一一四〇）条、属星拝の次第である。

向北講（筆者注、称カ）属星名号七遍（南无禄存星）、再拜、次向同方称当年星名号七遍（南无水曜星）又再拜（一条禅閣御次第、属星当年星両号唱之後再拜云々、雖然存懇志、各別二拜了）、次称呪文、其詞云（以下略）

呪文は省略したが、『江家次第』のそれと殆ど同文で、『江家次第』では「万病除癒、所欲随心」とあるくだが、『内裏儀式』と同じく「百病……」（傍点筆者）となつているだけの違いである。

宣胤は嘉吉二年壬戌の生まれであるから、その「本命星」は北斗第三の禄存星である。一方、「当年星」を水曜星としているのは、宣胤の年齢による。この年、彼は三九才だが、その年齢の人の一年間慎むべき星が水曜星なのである。

これは、密教系の星辰供に於ける「属星」の考え方に基づくものである。密教や宿曜道では、「属星」には「本命星」と「当年星」と

があるとして、この二つを明確に区別している。即ち、「本命星」は「北斗七星のうち生年にあたる星」で、個人の一生を決定するもの。これに対して、「当年星」は「九執」(日月火水木金土の七曜に羅喉・計都の二星を加える)の、年齢により一年間その人の運命を支配する星とした。即ち、密教系の「当年星」は九執に関わる概念であつて、これと北斗七星とが直接に結び付くことはないのである。

密教には、もともと星辰信仰の要素はなく、十世紀中頃に陰陽道を介してこれを導入したとされる。陰陽道では、早くから道教の北斗祭祀を取り入れて属星祭を行つていたが、密教に於ける種々の星辰供は、「本命宿」「本命宮」といった密教本来の概念に、北斗七星を「本命星」とする道教や陰陽道の星辰信仰を習合させて成立したものである。

九執の一を当年星とする属星の概念は、十二世紀の頃には既に、密教系の星辰供や宿曜勘文等を通して、一般にも十分に知られていたと考えられる。即ち、十二世紀末の成立とされる『二中歴』第五「属星歴」は、「当年星」の項目を立てて、九執と年齢との対応を次のように示している。

羅喉星凶	(一)	十九	廿八	卅七	四十六	五十五
	六十四	七十三	八十二	九十一	百	
土曜凶	(二)	十一	廿	廿九	卅八	四十七
	七十四	八十三	九十二	百一		
水曜凶	(三)	十二	廿一	卅	卅九	四十八
	七十五	八十四	九十三	百二		
金曜凶	(四)	十三	廿二	卅一	四十	四十九
	六十七	七十六	八十五	九十四	百三	
日曜吉	(五)	十四	廿三	卅二	四十一	五十
					五十九	

六十八	七十七	八十六	九十五	百四
火曜凶	(六)	十五	廿四	卅三
	六十九	七十八	八十七	九十六
				百五
計都凶	(七)	十六	廿五	卅四
	七十	七十九	八十八	九十七
				百六
月曜吉	(八)	十七	廿六	卅五
	七十一	八十	八十九	九十八
				百七
木曜吉	(九)	十八	廿七	卅六
	七十二	八十一	九十	九十九
				百八

これに拠れば、当年星の決定方法は、人の年齢を、一才から始めて羅喉・土・水・金・日・火・計都・月・木の順に、繰り返し当てはめて行くのである。

『宣胤卿記』の記事に戻ると、文明十二年、三九才の宣胤が水曜星を当年星としたのは、『二中歴』に載る九執と年齢との対応に一致する。試みに、別の年の記事から宣胤の年齢と彼の用いた当年星の番号を取り出してみても、以下のように、全て『二中歴』の記事と一致していることが確認できる。

文明十三年	(一四八二)	四〇才、金曜星
長享三年	(一四八九)	四八才、水曜星
文龜二年	(一五〇二)	六一才、計都星
永正十四年	(一五一七)	七六才、金曜星

密教系の当年星の概念は、『二中歴』の頃には既に流派を越えたものとして確立し、以来、中世を通じて一般に通用していたことが分かるのである。

さて、四方拜に於いて拜礼の対象となった「属星」について、ほぼ年代を追う形で、その様相を見て来た。もう一度、これを簡単に

整理してみると、以下のようなになる。

九世紀前半の成立とされる『内裏儀式』では、天皇は北斗の一を「当年星」として拝礼の対象としていた。これは、道教の北斗信仰に基づくものと思われる。次いで、十世紀後半から十二世紀初頭にかけては、儀式書や諸日記等により、天皇・臣下ともに北斗の一を「本命星」としていたことが分かる。『内裏儀式』のそれとは対象を異にするが、これも基本的には道教・陰陽道系の北斗信仰によるものである。一方、十二世紀の記録に拠れば、撰関家では、北斗の「本命星」と「当年星」とを、ともに拝することも行われていた。

但し、四方拝を離れば、この頃には既に、北斗ではなく九執の一を当てる密教系の「当年星」の概念が広く通用していたことが知られる。そうした流れを承けて、十四・五世紀には、密教系の属星の概念に基づき「本命星」と「当年星」とを拝することが、撰関・庶人の間では一般的であったと思われる。しかし、十四世紀の記録に拠れば、院の四方拝では依然として密教系の概念を用いず、北斗の一を「本命星」として拝していたようである。

わずかな資料による観察ではあるが、こうして見ると、四方拝の「属星」の内容が、時代によって一定の変化を遂げていることが分かると思う。極めて大まかな括り方をすれば、道教や陰陽道による北斗七星の信仰を中心とするものが、密教の浸透により、徐々に密教独自の方式を前面に押し出したものへと変わって行くという変化である。

尤も、そうした変化の道筋そのものは、道教や陰陽道と密教との歴史的な力関係から、十分予想されることではある。むしろ興味深いのは、その変化の過程が意外なほど緩慢に感じられることである。緩慢さの印象は、天皇・院の場合には殊に甚だしい。

既に繰り返し述べていることであるが、北斗とは無関係な密教系の「当年星」の概念は、星辰供や宿曜勘文の盛行により、遅くとも十二世紀の段階で、かなり一般に浸透していた。例えば、十一世紀以降の日記には、特に日蝕・月蝕に際して、宿曜勘文の進められた例が多数見える。日・月蝕が、本命曜等のホロスコープ上の位置で起こると予測されれば、その人の身に災厄の及ぶ可能性があるからである。また、当年星が日曜・月曜に当たる場合には、日・月蝕による危険は殊に重大であるとされた。天皇や撰関を始めとする貴族たちにとって、実際に目の当たりにする天変の影響から身を守るためにも、「当年星」レベルの宿曜の基礎知識は、この頃から既に必須のものであったと思われる。

このように、密教系の「当年星」の概念が早くから一般に身近なものとなつていたにも拘わらず、四方拝に於いては、十二世紀後半の撰関家で未だ北斗の一を「当年星」とすることが行われており、院の四方拝については、十四世紀前半に至つても、なお密教系の知識を用いることなく、北斗の一を「本命星」として拝している。これには、何か特別な事情があるのだろうか。

当面は、その現象を指摘する以上に、背後の事情まで立ち至つて分析するだけの準備もないのであるが、安易を承知の上で一つの推測を述べ、とりあえずは、本項のまとめとしておく。

四方拝は元旦の恒例儀式として成立したが、その後、天皇や撰関を始めとする貴族たちが「属星」を拝し、或いはこれを祭り供養する機会は、より日常的にあつた。陰陽道・密教の星辰祭・星辰供や宿曜勘文の盛行も、当時の貴族等の日常的な関心に応じてのことである。それらは、目前に迫る身体の危機から身を守るための切実な営みであつたろう。これに対して、四方拝は、必ずしも緊急の要に



対応するものではなく、従つて前代の定式を踏襲する傾向をも強めることになつたのではなからうか。

さらに、天皇・院や摂関の元旦四方拝は、半ば公的な行事として早くから形式化し、そのために古式を保つ傾向が強かつたのではないかと思ふ。

例えば、十二世紀当時、四方拝の儀式に陰陽道の要素が色濃いと、『江家次第』の「庶人儀」に見て取れる。そこには「大將軍・天一・太白」といつた陰陽道ならでの神々が登場する。これらは、当時の天皇や貴族等が日常的に畏れ慎んだ神々である。だが『江家次第』「関白四方拝」では、そうしたいわば当世風の身近な神々が登場することはなく、陰陽道系の神としては、わずかに「竈神」のみが拝礼の対象となつてゐる。さらに天皇の四方拝では、それさえもなく、九世紀の『内裏儀式』に記された次第のまま、属星・天地四方・二陵を拝するのみの儀式として完結してゐる。

これは、公的な地位にある人物の儀式が、主催者の地位ゆえに公的な色彩を帯び、日常性を排除して形式化する、その一例ではないだらうか。恒例行事として緊急性を欠く四方拝には、そうした形式化の動機が、殊に強く作用したのであらう。

注

- (1) 所功氏『平安朝儀式書成立史の研究』第一篇第一章「内裏式」の成立一を参照。  
 (2) 所氏著書(注1)第二篇第一章「元旦四方拝の成立」、山中裕氏『平安朝の年中行事』第二章「春の行事」等を参照。  
 (3) 『年中行事秘抄』「元日四方拝事」。当該部分は「寛平二年正月朔四方拝云々。向乾方一拜后土及五星。見御記。」とある。「后土」とは国土の神。また「五星」とは、「二中歴」第五「乾象歴」によれば

火・水・木・金・土の五星のことである。

- (4) 速水侑氏『平安貴族社会と仏教』第一章第二節三「私的修法の発生」、金指正三氏『星占い星祭り』第四章二「北斗に対する諸祭」等を参照。  
 (5) 注2の所氏著書に同じ。

- (6) 山根輝実は伴信友門下の国学者。文久元年(一八六一)四八才で没。

- (7) 注4の速水氏著書に同じ。金指氏(注4)にも、四方拝一般について同様の解説がある。氏は特に指摘していないが、これもおそらく『内裏儀式』の記事の解釈から導かれた説明の仕方ではないかと思ふ。なお、『古事類苑』、『国史大典』等は、四方拝について「その年の属星」を拝するとしているが、例えばそれが北斗七星の一であるというような具体的な内容にまでは触れていない。

- (8) 藤原師輔の『九条殿遺誠』にも、北斗七星と支との対応が『江家次第』のそれと同様に記されている。これは、元旦四方拝ではなく日課としての属星拜に関する記事であるが、『江家次第』に載せる属星の決定方式が前代から引き継がれたものであり、四方拝に用いる属星の考え方としても特に孤立したものではないことを示唆すると考えられる。

- (9) ちなみに、文治四年の干支は戊申、前年の干支は丁未である。もし、忠通の場合と同様に、兼実が前年の属星を用いたのであれば、記録された当年星「資大恵子」は『江家次第』に載る星と支との対応にも合致する。但し、『日本暦日原典』に拠れば、この年は元日が立春に当たるので、「資大恵子」が前年の当年星であつたと考え難い。

- (10) 同じ判詞に「大かた昔はすゑさまの人。殿上の侍臣なども。四方拝をばしけるにや。今は内裏仙洞摂関大臣などの外は。さる事もなき也。」ともある。天皇・院宮・摂関家以外の庶人の四方拝は徐々に廃れ、現在では行われていないというのである。だが、これについても疑問は残る。後述の如く、十五世紀後半、中御門流の藤原宣胤

が実際に四方拝を行っているからである。

(11) 注4の速水氏著書、及び『密教大辞典』等を参照。

(12) 山下克明氏『平安時代の宗教文化と陰陽道』第三章第一章「密教星辰供の成立と道教」を参照。

なお、密教の星辰供のうち「辰辰供」は、仁海（永承元年、一〇四六、九四才で没）の『小野六帖』『宿曜私記』に拠れば、元辰方にあたる仏菩薩の他、北斗の一である「本命星」と九執の一である「当年星」とを併せ供養するものという。注4の速水氏著書を参照。

(13) 例えば『中右記』嘉保三年（一〇九六）七月十六日条に「夜月蝕皆既（丑寅時）、天晴正現、依為当年星致慎、今夜不出仕、宿曜勘文云、本命曜並当年星也、近者百日之中、遠者十六ヶ月中病事口舌、其慎重者」とある。藤原宗忠は康平五年壬寅の生まれで、『拾芥抄』に拠れば本命曜は金曜。月蝕は金曜の位置で起こると予測されたらしい。加えて、彼はこの年三五才で当年星は月曜であるから、この年の月蝕は特に危険とされたのである。また、同記の永久二年（一一一四）正月十四日条には「臨亥刻天已晴、定知有皆既蝕、上皇今年御年六十二、御当年星也、而雲騰重掩、月蝕不見、兼御祈之所致也」とある。六二才の白河院の当年星は月曜であったので、月蝕の影響が特に危ぶまれたのである。

なお、日月蝕勘文については山下氏著書（注12）の第三部第二章「宿曜道の形成と展開」を参照。当年星が日・月に当たる場合に日・月蝕の慎みが重いことについては、順徳天皇撰『禁秘抄』『日月蝕』に、その旨の記述がある。

(14) 『中外抄』下五一話に拠れば、藤原忠実は、道長・頼通等の「古人」は宿曜勘文を用いなかったと推測している。撰閲家に記録が伝わらぬという理由からである。だが実際には、藤原実資の『小右記』長和四年（一〇一五）七月十六日条に、道長のもとに行年勘文が進められたという記録がある。『中外抄』の談話は、むしろ、忠実の時代、十二世紀半ばに於ける宿曜勘文の浸透ぶりを示すものと言えよう。

### ○宮中の儀式世界と後醍醐天皇

本項では、『建武年中行事』の四方拝の記事を採り上げる。本文を辿りつつ、儀式次第の細部を始め前項で扱ったことの出来なかつた事柄に触れ、併せて、『建武年中行事』の記事の特徴について考えることとする。

『建武年中行事』の四方拝の記事は、清涼殿東庭に官人等が御座を設営するところから始まる。

春をむかふる程は、内わたりなべてことしげければ、いづくをはじめなるべしともわきがたき様なれど、所々の御装束ども、とのもり・かもりの女孺ども、さわがしくいそぎと、のへたるに、つるなはて、砌のともし火どもかすかに見えわたる程、四方拝の御装束いそがすめり。事行ふ蔵人、ことねりやうのもの、声々ことにつきたるも、をりから所えたりがほなり。

年の暮れ晦日の夜から正月元日にかけて、宮中の恒例行事は数多い。晦日の戌刻に始まる追儼の後、元旦寅刻から四方拝、その後、御菓を供する儀・小朝拝・元日節会と行事が続く。追儼の後に小規模な除目（追儼除目）が行われることもあった。一年がどの儀式を区切りとして終わるのか、どの儀式を以て年が明けるとするのか、それさえも分からなくなるほどに、あれこれの儀式が連続する。本文に「いづくをはじめなるべしともわきがたき様なれど」というのは、そうした心懐だいたい年越しの様を言うのである。立て込んだスケジュールに追われるようにして立ち働いているのは、暮れのうちから、あれこれの儀式の設営に奔走している「とのもり・かもりの女孺ども」を始め、諸司官人等である。新春を迎える宮中の風景、浮き立つようなその空気が、忙しく奉仕する諸司の姿や声や物

音によつて描き出される。

やがて、その中からクローズ・アップされて来るのが、四方拝の装束を急ぐ官人等の近景。南殿から清涼殿の内まで砌に沿つて揺らめく灯火の連なりに、追儺の名残も未だ消えやらぬ頃、清涼殿の東庭では、天皇自ら新たな年の安穩を祈る儀式の、そのための準備が始まっている。行事蔵人を先頭に、官人等は下役の者等を急がせながら次々との確な指示を下して行く。甲斐甲斐しく立ち働く姿からは、年の始めの晴れの役目に奉仕する彼らの誇らしさが見て取れるようではないか、と。

『建武年中行事』に於いて、このような文章は、およそ特異なものと言える。特異であるとは、珍しく叙情的なその文体、というよりもむしろ、諸司官人の奉仕の様を描く視線の細やかさについて言うのである。その視線は、確かに、官僚組織を率いる国家の長としてのものであろう。しかも、それは必ずしも超越者の視線ではなく、働く者等と同一の地平から投げかけられたものである。そこには、宮廷という閉じられた世界を共有する仲間に対する暖かみのようなものさえ感じられる。この文章について、しばらく順を逐つて考えてみよう。

儀式開始以前の諸司の働きについて述べるのは、儀式書が四方拝の次第を記す場合の、一つの定式である。また、庶人の私的な四方拝ではなく、国家儀式としての天皇の四方拝や、公的な地位にある院・摂関の四方拝を記す場合に特有の叙述方法でもある。

『内裏儀式』から『江家次第』に至るまで、勅撰・私撰の儀式書は、天皇に御湯を供し、或いは舞台装置を設営すべしというところから書き起こし、刻限到れば天皇出御、本番としての儀式が開幕するという叙述方法を、一つの定式として来た。儀式書の次第とは、

元来、組織としての国家が儀式を遺漏なく遂行するために、その手順を記したものだからである。

これに対して、官人日記の類は、基本的に、組織に於ける個々の「職」に関わる記録である。従つて、組織とは無関係なところで、記主が私的に行つた四方拝の記録を、家人等による奉仕の記事から始めることは、特別な事情のない限り、まず考えられない。そもそも、私的な四方拝について日記に詳述する例そのものが少ないのである。だが、同じ理由から、記主が天皇や院・摂関家等の四方拝に奉仕した場合については、儀式の詳細が日記に記される可能性は高い。特に、天皇の四方拝に於いて行事蔵人として事に当たつたようなケースであれば、当然、記録は設営の段階から始まり、その記述は殆ど儀式書の次第と変わらぬものとなる。

天皇・院や摂関の日記も基本的には「職」に関わる記録と言えようが、それらに載る四方拝の記事は、儀式書の次第に倣う形で、儀式開始以前の沐浴・設営の段階から書き起こすものが多い。これは、その日の儀式が定式通りに行われたことを示すためであり、後世の範例となることを意識してのことであろう。この場合、記主にとつては、儀式の主催が即ち「職」の一環なのであり、その儀式は公的なものと認識されているのである。

即ち、冒頭に御座の設営の次第を置くのは、公の儀式である宮中四方拝を記す場合の、典型的な、しかも古式に則つた叙述方法である。しかし、『建武年中行事』の件の文章は、単にそうした類型に拠つたものというばかりでは片付けられない要素を含んでいるように思う。なぜなら、この文章には、四方拝の次第の一というよりは、むしろ、本格的な儀式叙述への導入部分として置かれたという趣が感じられるからである。

先に述べた通り、諸司官人の奉仕の様を生き生きと描き出した冒頭の文章は、『建武年中行事』に於いては特異なものである。既に幾つかの儀式について『建武年中行事』の叙述の特徴を検討してきたが、ほぼ一貫しているのは、天皇と公卿・殿上人の属する空間のみに視野が限定されていることである。例えば装束に関する説明は、天皇作法・公卿作法の披露される舞台装置の紹介として、或いは藏人作法の一環となされるのであり、諸司官人の奉仕それ自体に記述の眼目があるわけではない。つまり、『建武年中行事』の様々な儀式の記事から浮かび上がるのは、官僚組織を基本とする律令国家の儀式世界ではなく、専ら天皇と近臣による内廷的なそれなのである。

さらに、件の文章は、当の四方拝の記事の中でさえも、浮き上がった存在となっている。冒頭の風景の中で、あれほど賑わわしく活躍していた奉仕の官人等の存在は、その後の記事に於いては、きつぱりとその痕跡を絶つ。諸司官人ばかりか、藏人等、天皇に近く奉仕する人々の影さえ薄い。奉仕の者たちに遍く向けられていた視線は何時の間にか消え失せて、その後の記事では、殆ど天皇のみで完結するかのような儀式の様が、周囲から切り離された独立した空間の中に描かれて行く。

以下に、その様を具体的に見て行くが、本文を読むにあたっては、『江家次第』『四方拝事』と『雲図抄』『正月正朔寅剋四方拝事』とを、比較の対象として適宜利用したい。『江家次第』の次第は儀式遂行の主体を組織のレベルで捉える儀式叙述の典型である。また、藤原重隆の『雲図抄』は、殿上人の宮廷儀式に於ける心得を記したものであり、『江家次第』と同時期の成立ではあっても、その儀式叙述は全く異なる視点からなされている。両者との比較は、本文の特徴

を際立たせるのに有効であろうと思う。

さて、『建武年中行事』四方拝の記事は、基本的に天皇の動作に沿う形で場面を展開させて行く。

大宋御屏風、庭にたてめぐらして、御座を北向によそふ。このりのつかさ御湯を供す〔これよりさきに、御ゆるするあるべし〕。御ゆるのはてぬれば、寅の時に、みうちきの人めして、御装束たてまつる。黄蘆染の御袍つねのごとし。

\* 「みうちきの人」 Ⅱ 『群書類従』本「みうちきの人」。

『新訂建武年中行事註解』に拠り改める。以下同。  
『雲図抄』の次第では、最初に「追儺畢奉仕御装束」とあり、行事藏人が御座の設営に奉仕すると定める。その場面が、『建武年中行事』では、先に採り上げた冒頭の文章に、藏人以下の活躍する風景として描かれたわけである。だが実は、『建武年中行事』にとつて、藏人以下による装束奉仕は、儀式以前の序章に過ぎない。『雲図抄』に拠ると、東庭の奉仕が終わり、刻限至れば、藏人がその旨を天皇に報告するという。『建武年中行事』が実質的に四方拝の次第として扱おうとしているのは、それ以後のことである。天皇の儀式、その本番は、装束奉仕が完了した後開始されるのである。

清涼殿の東庭には大宋屏風が立て巡らされ、その中に属星拝の座・天地四方拝の座・陵を拝する座が、それぞれ北向きにしつらわられている。即ち、既に御座の準備は整っている。舞台装置の整ったところで、天皇は、洗髪・沐浴して身を清め、装束を整えて儀式の場に臨む。本文の言うのは、専らそういうことである。例えば「このりのつかさ御湯を供す。」と言う場合も、その主体は主殿の官人ではなく、彼らの奉仕を受けて御湯を召す天皇であろう。

清涼殿の三間のかうしをあげて、出おはします道とす〔雨ふる

時は、御座をゆば殿にまうけたるによりて、がくの間よりいさせ給ふ。がくの間とは南より五間、二間のそばなり」。

筵道、ふたんをしきて、屏風の下にいたる。うへのをのこともしそくさす。近衛中将御剣にさぶらふ。屏風の下にて、蔵人頭御笏をまゐらす。

天皇出御の様である。天皇は、清涼殿の南第三間より東庭に出る。そのため、第三間の格子だけが予め上げられている。天皇は布毯の筵道の上を歩む。脂燭を手にした数人の殿上人、昼御座の御剣を捧げる近衛次将を先に立てて、天皇は歩いて行く。屏風の下に至れば、そこに控えた蔵人頭が、天皇に笏を進める。

ところで、本文には、雨儀の場合は弓場殿を式場とするので、天皇は額の間から出るとある。だが、これには錯誤がある。雨雪を避けるために東庭ではなく屋根のある弓場殿で儀式を行おうというのに、雨儀に限って南第三間ではなく南第五間から出るのでは、弓場殿までの道のりが却って遠くなってしまう、本来の趣旨にそぐわない。『江家次第』装束奉仕の次第に拠れば、東庭に出御の路は、もともと第三間或いは額の間。また、雨儀には弓場殿に御座を設けるが、その場合、殿上の小板敷の下より筵道を敷き、無名門を出て弓場殿に到る、とする。おそらく実際には、雨雪の場合は第三間・額の間いずれも用いることなく、殿上の間から出御という略儀を採ったのである。

まづ北辰を拝する座にて二拝〔属星の名をとなふ〕。次に天地四方を拝する座に着き給ふ。御座の上にくをしく。北むぎにて天を拝し、いぬるに向ひて地を拝す。子の方より卯・むま・とり、四方おの／＼みな二拝なり。御座の前に、白木の机に香花燈を置けり。北辰を拝する座に式笏をおく〔蔵人、これをおく〕。

もし二陵あらば、うしろに又一帖これをしく。おの／＼両段再拝なり。御座は、皆両めんのみじかきた、みなり。

御拝の場面である。屏風の中に入った天皇は、まず属星拝の座に着く。属星の名を称えて二拝。次に天地四方を拝する座に着く。北に向かつて天を拝し、西北に向かつて地を拝し、北東南西の順に各々再拝する。天皇の両親が故人の場合は、この後さらに二陵を拝する座に着き、各々四拝する。

本文には属星拝の呪文を載せないが、儀式書や日記の類では、当の次第には、これについての記述を伴うのが普通である。また、四方を拝する順序は北から始まるが、日記等に照らせば、東から始めて東南西北の順に拝するのが通例である。但し、『江家次第』天地四方拝の次第の注記には、北から始めるとする『九条年中行事』の説が紹介されており、『建武年中行事』の記述にも一定の根拠のあることを伺わせる。即ち、本文には若干の異例は見られるものの、次第そのものとしては、大体のところ常識の線を大きく外れるものではないと思われる。

むしろ注目したいのは、御座についての説明が随所に挿入されていることである。これは、一般の儀式書や日記等であれば、官人による装束奉仕の次第の核心をなす事柄として、天皇出御以前に記されるものである。

例えば『江家次第』「四方拝事」の次第構成は、おおそ次の通り。『江家次第』の次第は、前項に紹介した『内裏儀式』のそれと大筋に於いては殆ど変わらないが、改めて振り返ってみる。

追饗後、主殿寮御湯を供す——鶏鳴、掃部寮御装束に奉仕す——寅一刻、出御——天皇、属星を拝す——天地四方を拝す——山陵を拝す——還御。所司御座等を撤す

そのうち、装束奉仕の次第「鶉鳴掃部寮奉仕御装束」の内容は、次のようになっている。

清涼殿東庭に葉薦を敷き、その上に長筵を敷き、その上に太末屏風八帖を敷く。

御座三所を設く。前日、書司、藏人所に紙・脂燭・香等を請う。

属星を拝する座〔西〕

座前の机に香・華・燈を置く。近例、天地を拝する座の前にもまた、燈を置く。

天地を拝する座〔東〕

座前の机に華・香を置く。

以上の座、短帖を敷く。天地を拝する座、別に褥を敷く。

藏人、御座の右の机に御笏・内裏式を置く。

陵を拝する座〔疊を敷く〕

中階の下より屏風の西頭に至り筵道を敷く。南第三間の格子を上げ出御の路とす。

『建武年中行事』本文では、天皇が天地四方を拝するという次第の中に、「御座の上にくをしく。」というように、装束の説明が挿入される。『江家次第』にある通り、天地四方を拝する座には、短帖の上に、さらに褥を敷く。そのことを、本文では、御座の設営に奉仕する官人の心得としてではなく、御拝に臨む天皇の視界に入るのである御座の様として述べているのである。

「御座の前に、白木の机に香花燈を置けり。」というのは、『江家次第』を見ると、属星拝・天地四方拝それぞれの座前のことかとも思える。だが『江家次第』の引く「天祿四年記」、及び『雲図抄』の指図では、属星拝・天地四方拝の座が西・東に並ぶその前に、香炉の机・作花の机・燈〔雲図抄〕指図の「香」は誤りか）の机を東西方

向に一列に並べ置くとしているので、『建武年中行事』もこの説に拠っているのかもしれない。また「北辰を拝する座に式管をおく。」というのは、勿論、御座に近く机を立てて、その上に内裏式の管を置くのである。ただ、『江家次第』では、おそらく属星拝・天地四方拝の両座の右〔東〕に式の管の机を置くとしているので、本文が、属星拝の座の右、即ち天地四方拝の座との間に置くと言うのとは異なると思う。

要するに、本文では、天皇が天地四方を拝するという段になって当の御座の様を説明し、その後、視線を周囲に巡らして、属星拝・天地四方拝の座前にある香・華・燈の机や、傍らにある式の管の机について説明する、ということなのである。陵を拝する次第の後に「御座は、皆両めんのみじかきた、みなり。」とあるのも、属星拝・天地四方拝・二陵拝の全ての次第を説明した後、翻つて、三座に共通するしつらいの特徴を補足的に述べたものである。さて、四方拝の記事の最終場面に進もう。

御拝はて、入らせ給。藏人頭、御さうかい・御笏を給はる。

御拝を了えた天皇は、清涼殿内に還り入る。藏人頭は、天皇の草鞋と笏を受けとる、と。問題は「藏人頭、御さうかい・御笏を給はる。」という一文である。先の本文に拠れば、天皇は御拝のため屏風に入る際に初めて笏を取ったはず。それが、復路では笏を取ったまま殿に還るといふのは不審である。それとも、天皇は儀式終了とともに自ら用いた小道具を、まるで下役人に対するように藏人頭の下賜するともいふのだろうか。例えば『江家次第』では、特に天皇出御の次第に於いて、藏人頭が御裾に候し、五位藏人が御笏を持ち、六位以上の藏人が式の管を持つというように、藏人の役割を細かく定めている。これについては、勿論『雲図抄』も同様である。

しかし、『建武年中行事』の本文、先の天皇出御の場面では、威儀を正して前行する近衛次将や殿上人の姿はアピールされても、蔵人等の影は薄かった。それが、最終場面に至つて初めて、黒子役を務めた蔵人方の労を天皇自らねぎらうとでもいうことなのだろうか。

率直に言つて、件の本文は、資料の誤読等による錯誤の可能性が高いと思う。『雲凶抄』に拠れば、蔵人頭は、天皇出御の際、御裾に候するとともに、草鞋を供する役をも務めている。そして、天皇が御拝のために屏風に入ると、蔵人頭は、蔵人より御笏を伝え取り天皇に献ずるのだが、おそらく、この時、蔵人頭は天皇の草鞋を賜つたはずである。さらに、天皇が御拝を了えた頃、蔵人頭は天気を伺い屏風を開いて笏を賜り蔵人に下すが、おそらく、この時、蔵人頭は、殿に戻る天皇のために、先に賜つた草鞋を再び献じたはずである。つまり、実際の儀式に於いて、蔵人頭が笏を賜るのは、天皇が御拝を了えて屏風から出る際のことであり、一方、草鞋を賜るのは、天皇が御拝のために屏風に入る際のことであつたと思われる。

だが、この違例の記述があることによつて、『建武年中行事』四方拝記事の個性は、一層くつきりと見えて来る。天皇が東庭の式場から立ち去つても、それで全てが終わるわけではない。諸司には、御座を撤するといふ重要な仕事控えているのだが、『建武年中行事』の関心は、官人の任務ではなく、あくまでも天皇の行動に注がれている。だからこそ、儀式の本番が終わつた後の天皇作法が、たとえそれが違例の作法ではあつても記されることとなつたのである。また、天皇を主体として、その動きに沿ひ、その視線を追う形で儀式の輪郭を描くといふ叙述の姿勢が、一貫したものであることも確認できる。

さて、本文に一通り目を通したところで、もう一度、冒頭の文章

に戻ることによしよう。

先にも述べた通り、天皇の四方拝を記す場合、最初に御座の設営の次第を置くのは、一つの類型として確立した叙述方法である。しかし、『建武年中行事』の件の文章は、四方拝の次第の二と云うよりは、むしろ、実質的な儀式叙述への導入として置かれたと考えるのが適当かと思われる。その後の儀式叙述との間には、天皇の視線に沿つた描写であるといふ共通項はあつても、視線の赴く先、関心の所在といった点では、決定的な質の違いがある。官人等による奉仕の風景は、四方拝の一面面としてではなく、天皇主体の儀式世界に入るための前置きとして利用されたものに過ぎないのだから。

それにしても、前置きの文章と後の儀式叙述との間に見られる視点の質的な相違は、何を意味しているのだろうか。

四方拝は宮中行事の最初の儀式であるから、四方拝の記事の冒頭の文章は、同時に『建武年中行事』という作品の幕開けを告げる文章でもある。それは、一定の“読者”を想定し、その“読者”を宮廷儀式の世界に誘う文章である。“読者”の想定は、

も、しきのうち、はたとせの春秋をおくりむかへて、今もかつ見るうちの事どもは、おぼつかかなるべきにもあらぬを、いまさらにかきつけんも、めづらしからぬ心ちすれど(後略)

という序文から、そのまま引き継がれているのであろう。奉仕の人々を描く視線に感じられる暖かみは、おそらく、その“読者”に対する語りかけの親しさと、同一の性格のもののではないだろうか。天皇と臣下と。宮廷という閉じられた世界に同じ愛着を抱く仲間としての共感。天皇は、人々の生き生きと立ち働く様を描きつつ、自らの主催する宮中の儀式世界に、親しく“読者”を誘つて行く。

そこで繰り広げられる儀式の世界は、天皇の視線に導かれた、天

皇自身を主人公とする世界である。しかし、それは、どうやら実体験に基づくものではなく、多くの場合、資料や見聞による故実研究の成果をもとに再構成された虚構の世界であるらしい。

例えば四方拝の記事に於いても、先に指摘した通り、漢文資料の誤読等に由来するかとおぼしき違例の記述が幾つか認められた。天皇家に生まれた者にとつて、四方拝は、公的な地位にあることを示す特別の儀式である。『江家次第』等によれば、宮中四方拝は天皇のみの儀式であり、東宮であつても公的儀式として四方拝を行うことはない。この語り手、「天皇」が、実際には、未だ宮中四方拝を体験していなかったという可能性は高い。

『建武年中行事』の語り手にとつて、宮廷の儀式世界は、愛着の対象ではあつても、「読者」に向けての親しい語りかけの姿勢や、奉仕の官人に対する暖かな視線を、そのまま保ち続けられるほど、馴染み深く自由に振る舞うことの出来る空間ではなかつたのだろう。冒頭の文章と儀式叙述との間に見られる視点の質的変化の背景にも、或いは、そうした事情が働いているのではないかと思う。

最後に、後醍醐天皇とも関わり深い人物による宮中四方拝の記事を引いておこう。日野名子の日記『竹むぎが記』である。名子は、建武二年（一一三五）中先代の乱に謀反のかどで後醍醐天皇により斬殺された西園寺公宗の室。引用するのは、彼女が光厳天皇の典侍として仕えていた元弘二年（一一三二）、天皇が富小路内裏に遷御して初めて迎えた正月元旦の記事である。

年かへりつゝ、珍しき玉の台に光をそへたる春の色なれば、おのゝ思ことなくぞ見交すべき。ほのゝとするに四方拝あり。清涼殿の南の第三の間を上げて御道となる。庭に大宋の御屏風を立てめぐらして、御拝あり。御剣の次将、南に候ふ。御挿鞋

の役人、西に候。

新しい内裏で新春を迎え、宮仕えの人々は誰もが皆、晴れやかな表情で互いに会釈を交わし合う。ほのぼのと夜が明ける頃、御殿の前庭で四方拝が行われる。御殿の第三間の格子が上げられ、天皇が出御。庭には屏風を立て巡らして御座がしつらわられており、天皇が御拝に臨む。御拝の間、御剣の次将が屏風の南に控え、御草鞋の役人は西に候する。新たな年の始め、天皇の安泰を祈る儀式は、こうして、つつがなく執り行われた、と。

天皇に側近く仕える女房の視点から描かれた四方拝の様。新春を言祝ぐ導入の部分には、『建武年中行事』四方拝の冒頭の文章と通ずるものも感じられる。宮仕えの仲間たちが互いに交わし合う、暖かく親しげな視線。『建武年中行事』の冒頭も、『竹むぎが記』のような女房の仮名日記が編み出した宮中風景描写の手法を、どこかで意識したものであつたかもしれない。

それはともかくとして、『建武年中行事』とは異なり、『竹むぎが記』の視点は、四方拝の描写に移つても質的に変化するわけではない。同じ、女房としての視点。ただ、それまで宮仕えの仲間たちに向けられていた視線を、そのまま主の天皇に転ずるだけである。その視線は、天皇の動きに沿いながらも、常に一定の距離を保ち、殿内から儀式の様子を見守るといふ立場を崩してはいない。

事実の記録を基本とする日記に於いては、現実の天皇と仕え人との間にある格差が直接に反映する。記主は、あくまでも女房として、主の儀式を記録しているのである。その辺りの事情は、仮に記主が四方拝に奉仕した蔵人等近臣であつても、同じことであつたらう。

『建武年中行事』の四方拝の各場面が、女房等の仕え人ではなく、



天皇の視線からする描写を貫いていることは、『竹むきが記』との比較によつても、よく分かる。そこで疑問が浮かぶのであるが、後醍醐が在位のうちに当の記事を編んだとすれば、何も問題はないのである。しかし、先にも述べたように、これが実体験に基づいて書かれたとは、とても思われない。一方、『建武年中行事』が在位中の著述ではないとすると、臣下の身でありながら、天皇の視線で天皇の儀式を描くということが可能だったのかという疑問が残る。

勿論、『建武年中行事』と事実の記録としての日記とは、全く性格が異なるものである。虚構であれば、天皇を語り手として仮構し、天皇の視線で、あたかも実体験であるかのような描写をすることも、あり得るのであろうか。

だが、こうした疑問に対して、今は解決する術を何も持たない。当面は、疑問のままに答えを保留しておくより他ないのが、残念である。

注

- (1) 例えば、前項でその一部を紹介した『親信卿記』天祿四年正月一日条。当時、親信は六位蔵人であり、おそらく行事蔵人として円融天皇の四方拜に奉仕したのである。また、『永昌記』長治二年(一一〇五)正月一日条も、装束について詳しく記す。記主の藤原為隆が五位蔵人として儀式に奉仕したかとも思われるが、より蓋然性の高いのは、異母弟の泰隆が行事蔵人として装束の事に当たったため、特にこれを記録したということであろう。

(2) 『江家次第』に「東宮無四方拜」などとある。同じく『江家次第』には「幼主設座不拜」ともあり、元服以前の幼帝の場合には御座の設けのみで出御はないとするが、これは幼年に配慮しての略儀であつて、儀式そのものを行なわぬ東宮の場合とは事情を異にす。

る。藤原忠実の『殿暦』永久二年(一一一四)正月一日条に「主上今年始有四方拜」とするのは、前年に十一才で元服した鳥羽天皇が即位後八年目に初めて四方拜を行ったとの記事であるが、これも、趣旨としては、初めて出御ありということかもしれない。

なお、一定の地位に就いて後に初めて四方拜を行うという慣例は摂関家でも同様であつて、『殿暦』永久四年(一一一六)正月一日条に述べれば、前年に内大臣に昇つた忠通が、この日、二十才の正月を迎えて初めて四方拜を行っている。庶人が私に四方拜を行ったことは、『江家次第』の他『永昌記』(注1に同じ)に拠つても確認できるが、諸大夫層の場合もやはり、個人の四方拜を行うについては、その家格なりに相応の条件を課していたのではなからうか。

\*本文出典一覧

- 『建武年中行事』『雲笈抄』『年中行事歌合』——以上、『群書類従』
- 『江家次第』——『神道大系』
- 『内裏儀式』『内裏儀式疑義弁』——以上、『新訂増補故実叢書』
- 『親信卿記』『江記』——以上、『大日本史料』
- 『法性寺関白記』——『古事類苑』
- 『玉葉』——『国書双書刊行会編』『玉葉』
- 『宣胤卿記』『中右記』——以上、『増補史料大成』
- 『殿暦』——『大日本古記録』
- 『二中歴』——『改訂史籍集覧』
- 『竹むきが記』——『新日本古典文学大系』

原則として旧漢字は新字体に改め、注記は( )内に一行書きとした。また、引用にあたって、『建武年中行事』については、和田英松註解、所功校訂『新訂建武年中行事註解』を参考に仮名遣い・文字遣い等を改め、『内裏儀式』については私に句読点を加えた。